

板橋区小規模事業者登録要綱

平成17年6月1日区長決定

(目的)

第1条 区が発注する小規模工事等（修理・修繕）、物品購入及び委託等の契約について、区内小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する「小規模企業者」をいう。以下同じ。）の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、区内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 この登録に際し、特に法令上必要な登録、免許又は許可を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査であるため、対象とする契約は小規模工事等（修理・修繕）、物品購入及び委託等の契約で、内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められるものに限定する。

2 前項に規定する契約は、東京都板橋区契約事務規則（昭和53年板橋区規則第21号。以下「規則」という。）第65条に規定するものとする。

(登録できる者等)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、小規模事業者であって、区内に本社の法人登記があり本社が登録する法人事業者（以下「法人事業者」という。）及び区内に住民登録がある個人事業者（以下「個人事業者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項に規定する破産者及び成年被後見人並びに被保佐人若しくは被補助人で、復権を得ないもの

(2) 規則第6条に定める区長が一般競争入札に参加する資格を有すると認めた者の名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録のあるもの

(3) 登録、免許、許可等（以下「許可等」という。）を営業の要件とする業種について、当該許可等を受けていないもの

(4) 事業者又はその役員等が以下の項目に該当しているもの

ア 暴力団員等である又は暴力団員等が経営に事実上参加している

イ 暴力団員等を雇用している

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している

2 登録できる業種及び種目は、別に総務部長が定めるものとする

(登録の方法)

第4条 登録の方法は、法人事業者又は個人事業者が、区長に板橋区小規模事業者登録申請書（様式第1号）の提出をすること及び所在地等の確認のために必要な証拠書類（以下「申請書等」という。）の提示をすることによる。この場合において、登録業種及び登録種目は、それぞれ10種類以内とする。

(登録者名簿への登録)

第5条 区長は、前条の規定に基づく登録の申請があったときは、申請書等の内容を審査し、妥当と認めるときは、申請書の複本を交付し、「板橋区小規模事業者登録者名簿」（以

下「登録者名簿」という。)に登載する。

2 前項の審査により、当該申請の内容が妥当でない認めるときは、区長は理由を付して板橋区小規模事業者登録不承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録申請をした月の翌月から3年間とする。

2 登録の有効期間終了後継続して登録を希望する場合は、第4条の規定による申請を行うこととする。

(登録者名簿の取扱)

第7条 区長は、登録者名簿について以下の各号により取り扱う。

(1) 登録者名簿を板橋区役所内各所属に公開する。

(2) 第2条に規定する契約に際して、当該名簿登録者(以下「登録者」という。)に見積を依頼するよう積極的に努める。

(契約保証金)

第8条 区長は、登録者との契約締結に際しては、規則第40条第5号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することとする。

(変更の届出等)

第9条 登録者は、申請書等の変更(廃止も含む。)が生じた場合は、直ちに板橋区小規模事業者登録変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は直ちに登録を抹消する。

(1) 所在地又は住所が板橋区外に変更になった場合

(2) 申請事項と事実が異なる場合

(3) 競争入札参加資格者名簿に登載されることになった場合

(4) 第3条第1項第4号に掲げる事項に該当することが明らかになった場合

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、板橋区小規模事業者登録に関し必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

付 則

この要綱の改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

板橋区小規模事業者登録申請書

年 月 日

(宛先)
板 橋 区 長

板橋区が発注する小規模工事等（修理・修繕）・物品購入・委託等の契約について、登録を申請します。

住所又は所在地	〒 ー 板橋区		
商号又は名称			
代表者職・氏名			
電話番号	03 ()	FAX	03 ()

常時従事する使用人の数
人

希望業種（10業種以内を選択）（コード、業種名は別紙参照）

No.	種目コード	業 種 名	許可・免許の種類・名称等※
①	ー		
②	ー		
③	ー		
④	ー		
⑤	ー		
⑥	ー		
⑦	ー		
⑧	ー		
⑨	ー		
⑩	ー		

※ 許可・免許等が必要な業種は、それらの名称等を記入し、許可証・免許証の写しを添付してください。

会社の特色・・・ 貴社のセールスポイントをおおむね 50 字程度でご記入ください。

セールスポイント	
----------	--

様式第2号

第 年 月 日 号

様

板橋区長

板橋区小規模事業者登録不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区小規模事業者登録については、次の理由で承認しないことになりましたので、通知します。

不承認理由

様式第3号

年 月 日

板橋区小規模事業者登録変更届

(宛先)

板 橋 区 長

申請者 住所又は所在地 板橋区

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

板橋区が発注する小規模工事等（修理・修繕）・物品購入・委託等の契約について、下記のとおり変更しましたので届出ます。

変更事項	変更前	変更後	備考